

植草学園さくら会会則

〔 制 定 平成22年3月27日 〕
〔 最近改正 平成25年7月 6日 〕

(名称)

第1条 本会は、植草学園さくら会と称する。

2 本会は、千葉市若葉区小倉町1639番3に置く。

(目的)

第2条 本会は、植草学園の各同窓会の連合会として組織し、相互の交流、連携を推進することにより、同学園の同窓生の交流、親睦を図り、併せて同学園との連携を強化し、もって同学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 各同窓会間の交流、連携の推進
- 二 植草学園との連携及び協力
- 三 各同窓会への支援及び相互間の連絡・調整
- 四 その他本会の目的に沿った事業活動

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる同窓会をもって正会員とする。

- 一 植草文化服装専門学校
- 二 植草家政高等専修学校
- 三 植草幼児教育専門学校
- 四 植草学園大学附属高等学校
- 五 植草学園短期大学
- 六 植草学園大学

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名から4名
- 三 理事 10名から15名
- 四 監事 2名から3名
- 五 代議員 15名から20名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、理事、監事は、各同窓会役員のうちから総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会（役員会）とする。

(総会)

第11条 総会は、第5条に掲げる役員をもって組織する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 役員を選任に関する事項
- 二 事業計画及び事業報告に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 会則の改廃に関する事項
- 五 その他会長が必要と認めた事項

3 総会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。

4 総会は、第5条に掲げる役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

5 総会にあたり、やむを得ない事情のある場合、役員は所定の総会委任状を提出し、出席に代えることができる。

6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、次に掲げる役員をもって組織する。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 理事のうちから選任されたもの
- 四 その他会長が認めたもの

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総会の開催に関する事項
- 二 役員の人事に関する事項
- 三 その他理事会が必要と定めた事項

3 理事会は、会長が招集する。

(専門委員会)

第13条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(会費)

第14条 正会員は、総会で定められた会費を納入する。

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- 一 会費
- 二 寄付金

- 三 協賛金
- 四 事業収益
- 五 その他の収入

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第16条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第17条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(会則の改定)

第18条 この会則は、総会において過半数の議決により改正することができる。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年3月27日総会承認)

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月7日総会承認)

この会則は、平成24年7月7日から施行し、平成24年5月12日から適用する。

附 則 (平成25年7月6日総会承認)

この会則は、平成25年7月6日から施行し、平成25年3月15日から適用する。